

蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

蕨市国民健康保険税条例（昭和 29 年蕨市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書及び第 19 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の蕨市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。